

令和8年度（令和7年中所得）市民税・県民税申告の手引

平素は当市の税務行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和8年度の申告をしていただく時期となりました。この申告は、昨年度の申告状況を参考に、申告が必要と思われる方に送付しています※。市民税・県民税を算出する基礎となる重要なものですので、この手引を参考に申告書に記入のうえ **申告期限 3月16日（月曜日）** までに必ず提出して下さい。

なお、申告書に虚偽の記載をした場合は、処罰の対象となります。（地方税法第317条の4）

※転入された方などについては前年度の申告状況が分からぬため、提出不要の方にも届く場合がありますが、ご了承下さい。

申告書の提出が必要な方

令和8年（2026年）1月1日に五條市に住所があり、次の①～④のいずれかに該当する方

- ① 営業等、農業、不動産、雑所得、配当、一時所得などの給与・公的年金以外の収入がある方
- ② 給与収入のある方で、
 - A. 日雇い等で所得税が源泉徴収されていないため「源泉徴収票」がない方
 - B. 令和7年中に勤務先を退職した後、再就職していない方
 - C. 2ヶ所以上から給与の支払いを受けている方
 - D. 勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がない方（勤務先にご確認下さい。）
- ③ 公的年金収入のある方で、医療費や生命保険料、扶養などの控除を受ける方
- ④ 令和7年中収入がなかった方（遺族年金・障害年金・雇用保険等の非課税所得のみの方も含む）

【ご注意】

令和7年中に収入がなかった方でも国民健康保険に加入されている場合や福祉関係の年金・手当の支給等の算定に申告が必要です。また、所得金額が〇円等の数字が記載された所得（非課税）証明書が必要な方も申告が必要です。

上記に該当する方でも、**税務署に確定申告をされる場合は市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。**

申告に必要なもの

- 収入および必要経費の分かる書類
 - ・〈給与所得者〉 勤務先からの源泉徴収票
 - ・〈年金受給者〉 日本年金機構などからの源泉徴収票
 - ・〈営業等、農業、不動産所得者〉 収入や必要経費が分かる帳簿
- **※あらかじめ収支内訳書に転記しておいてください。**
※収支内訳書の提出がない場合、必要経費は認めません。
- 控除に使用する証明書、明細書等（令和7年中に支払った分）
 - ・生命保険料や地震保険料の控除証明書、国民年金保険料の支払証明書
 - ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払額が分かるもの
 - ・〈医療費控除を適用する場合〉…**医療費控除の明細書**（明細書 同封）
〈セルフメディケーション税制を適用する場合〉…**セルフメディケーション税制の明細書**（明細書 同封）
健康診断や予防接種等の領収書または結果通知書
- 障害者手帳等（コピーの添付、または手帳を提示して下さい。）
- 身元確認書類（運転免許証、運転経歴証明書、パスポートなど）
- 番号確認書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知カードなど）

国民健康保険加入者の方へ

- ・国民健康保険税は、原則、加入者全員の前年中の所得等の申告が必要です。
- ・国民健康保険税は、低所得者の世帯に対し軽減制度がありますが、原則一人でも申告がないと適用が受けられません。（扶養親族等の申告漏れがないようにご注意下さい。）

提出先

〒637-8501 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

五條市役所 税務課 市民税係

電話 0747-22-4001（内線256・298・333）

申告書は西吉野支所 地域市民課（0747-33-0301）または

大塔支所 地域市民課（0747-36-0311）に提出することもできます。

また、同封の「返信用封筒」を利用して郵送での提出にご協力下さい。

**申告期限
令和8年3月16日（月曜日）**
申告はお早めにお願いします！



※この手引は現行法にもとづいて作成したもので、税法の改正があった場合には改正後の税法により取扱をします。

申告書 裏面の書き方

令和7年中に給与収入があった方で源泉徴収票等がない方

令和7年中に給与収入があった方で、源泉徴収票や給与支払明細書がない方は右記の記載例を参考に「賃金明細」欄に月ごとの収入金額を記入して下さい。

また、勤務先の名称・所在地・電話番号の欄も記入して下さい。

合計年間収入金額を表面の⑦欄に転記して下さい。



令和7年中に収入がなかった方

令和7年中、収入がなかったり、下欄の非課税所得のみであった方は、該当する数字を○で囲み必要事項を記入して下さい。

令和7年中に収入がなかった方の記入欄

次の事項に該当する方は、数字を○で囲み必要事項を記入して下さい。

①. 下記の方から扶養または援助を受けていた (住所) 五條市本町△一△一△ (氏名) 五條 二郎 (続柄) 父	5. 入院、療養中であった (期間) 年 月～ 年 月
②. 遺族年金、障害年金を受給していた <input checked="" type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 (受給額) 700,000 円	6. 預貯金等で生活していた
③. 雇用保険(失業保険)を受給していた (期間) 年 月～ 年 月	7. 令和8年1月1日現在は五條市以外に居住していた (住所) 和歌山県橋本市東家□一□一□
④. 学生であった (学校名) 年 月卒業予定	8. その他(上記のいずれにも該当しない場合、昨年どのようにして生計を立てていたのか記入して下さい。)

税額の計算方法

均等割額《森林環境税(国税)を併せる》と所得割額の合計額が市民税・県民税及び森林環境税の年税額となります。

$$\boxed{\text{A.均等割額}} + \boxed{\text{B.(算出税額)} - \text{C(税額控除)}} = \boxed{\text{市民税・県民税・森林環境税 年税額}}$$

A.均等割額
4,500円 (市民税: 3,000円、県民税: 1,500円)

C.税額控除
調整控除、住宅ローン控除、寄附金控除、配当控除、配当割額及び株式等譲渡割額控除など

※森林環境税(国税) 1,000円
森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。市県民税の均等割と併せて、1人年額1,000円が課税されます。森林環境税が非課税となる基準は市県民税の均等割非課税限度額と同じです。

(参考)		
均等割非課税限度額 (合計所得金額)	扶養親族 なし	380,000円
	扶養親族 あり	280,000 × (扶養人数 + 1人) + 268,000 円
	扶養親族 なし	450,000円
	扶養親族 あり	350,000 × (扶養人数 + 1人) + 420,000 円

B.算出税額
課税所得金額(前年中の所得金額※1 - 所得控除金額※2) × 10%
(市民税: 6%、県民税: 4%)
※1 所得金額…営業等の収入は必要経費を、給与収入は給与所得控除を差し引いた金額
※2 所得控除…社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除など

(扶養人数には16歳未満の年少扶養人数を含む)